

令和6年 第9回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和6年9月5日(木) 午後2時00分～午後2時55分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(32名)

	2番	神田春夫	3番	伊藤白行	4番	飯田直満	
5番	古川 守	6番	林 哲也	7番	中村 伸	8番	加賀重彦
9番	牧野友彦	10番	加藤 忍	11番	寺倉照秋	12番	伊藤幸弘
13番	高木 栄	14番	野津憲雄	15番	伊藤 豊	16番	後藤昌宏
17番	川瀬明久	18番	諏訪博保	19番	伊藤正覚	20番	岡田郁夫
21番	菱田一義	22番	伊藤宗人	23番	瀬古安志	24番	堀田勝彦
25番	服部清和	26番	荒川逸夫			28番	伊藤勝代
		30番	赤尾浩幸	31番	大橋政良	32番	加藤和幸
33番	伊藤幹男	34番	松田脩一	35番	寺倉百合子		

4 欠席した委員(2名)

1番 伊藤憲生 27番 大橋 功

5 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名

(2) 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について

(3) 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

(4) 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

(5) 議案第32号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

(6) その他報告事項

6 出席した事務局職員

事務局長 後藤 農地係長 川崎 会計年度任用職員 白木

7 その他会議に出席した関係者

農林振興課 課長補佐 伊藤

8 総会議長

神 田 春 夫

9 議事録署名委員

31番 大橋政良 32番 加藤和幸

10 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

それでは、本日の出欠状況について、報告します。19番伊藤委員が来られておりません。

本日の出席委員は34名中32名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和6年 第9回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、31番 大橋委員、32番 加藤委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

続きまして、日程第2 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 （川崎農地係長）

1 ページをご覧ください。

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年9月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

所有権移転案件1件です。受付番号107番

平田町今尾字四ツ谷●●●●番 外1筆、田、2,412㎡。

譲渡人、平田町、●●●●。譲受人、平田町、●●●●。申請事由：農業経営拡大
別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。受付番号107番の案件について、30番赤尾委員お願いします。

◎30番 赤尾委員

受付番号107番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、高齢による労力不足により管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、農業経営を拡大するため、農地を売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

はい、担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。続きまして、日程第3 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

2ページをご覧ください。

議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和6年9月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号108番 海津町瀬古字西河原●●●●番、畑、現況 宅地、214㎡。

申請人：海津町、●●●●。 転用目的：一般個人住宅 通路。

この案件の農地区分は、住宅の用に供する施設等が連たんである第3種農地であると判断します。既に北側住宅地と一体利用されていた追認案件となり、被害防除では、周囲に農地はなく被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号109番 海津町福江字中無垢里●●●●番、畑、現況 雑種地、641㎡。

申請人：海津町、●●●●。転用目的：農家住宅 住宅・通路・駐車場。

この案件の農地区分は、二管の埋設沿道で概ね500m以内に医師会病院、諏訪歯科がある第3種農地であると判断します。既に北側住宅地と一体利用されていた追認案件となり、被害防除では東側に農地がありますが、コンクリート擁壁が施工されており、被害を及ぼすことは無いと思われます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

では、受付番号108番を、4番 飯田委員お願いします。

◎4番 飯田委員

受付番号108番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅、通路です。

申請人は、北側の宅地に居住し、15年ほど前より住宅敷地として一体利用されていた追認案件で、周囲に農地はなく、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号109番を、18番 諏訪委員お願いします。

◎18番 諏訪委員

受付番号109番の案件については、申請の目的は、農家住宅です。

申請人は、北側の宅地に居住し、昭和49年より申請地の一部を宅地の進入路及び観葉植物のビニールハウスとして利用されていた追認案件で、東側に畑がありますが、コンクリート擁壁が施工され、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

暫時休憩します。

【午後2時08分 33番 伊藤委員 退室】

【午後2時10分 33番 伊藤委員 入室】

◎議 長

再開します。

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第4 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

3ページをご覧ください。

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和6年9月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

所有権移転案件 7件、使用貸借案件 3件です。

受付番号110番 平田町三郷字西前●●●●番、畑、488㎡。

譲渡人：平田町、●●●●。譲受人：平田町、●●●●。転用目的：農業用倉庫。

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、農業施設に該当するものであると判断します。被害防除では西側に農地がありますが、コンクリートブロックを施工され、被害を及ぼすことは無いと思われれます。

受付番号111番 南濃町駒野字長切●●●●番、畑、991㎡。

譲渡人：養老郡養老町、●●●●。譲受人：広島県広島市、●●●●。

転用目的：太陽光発電施設。

この案件の農地区分は、二管の埋設沿道で概ね500m以内に伊藤内科神経科・駒野駅がある第3種農地であると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われれます。

受付番号112番 南濃町羽沢字山条●●●●番、畑、1,407㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：広島県広島市、●●●●。転用目的：太陽光発電施設。

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分で

は、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

4 ページをご覧ください。

受付番号 1 1 3 番 南濃町羽沢字天神西●●●●番 外4筆、田、562㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：東京都渋谷区、●●●●。転用目的：太陽光発電施設。

この案件の農地区分は、中山間地域等に存在する生産性の低い農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号 1 1 4 番 南濃町安江字木戸●●●●番、畑、1642㎡の内 1,243㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人、転用目的、農地区分、被害防除は、受付番号 1 1 2 番と同じです。

受付番号 1 1 5 番 南濃町安江字安江●●●●番、田、714㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人、転用目的、農地区分、被害防除は、受付番号 1 1 2 番と同じです。

受付番号 1 1 6 番 南濃町吉田字村上●●●●番 外3筆、田 42、畑 1,294.17、計1,336.17㎡。譲渡人：岐阜市、●●●●。譲受人：南濃町、●●●●。

転用目的：建設業 駐車場・資材置場・休憩所。

この案件の農地区分は、概ね300m以内に石津支所がある第3種農地で、被害防除では、南側に農地がありますが、石垣が施工されており被害を及ぼすことは無いと思われます。なお、この土地は、R6.2.29付け、転用目的をシェアハウスとして5条許可済みでしたが、R6.7.25付けにて申請により許可取消された案件となります。

5 ページをご覧ください。使用貸借案件です。

受付番号 1 1 7 番 海津町神桐字大道下●●●●番、畑、500㎡。

使用貸人：海津町、●●●●。使用借人：羽島市、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、集落接続に該当するものであると判断します。被害防除では西・東側に農地がありますが、コンクリートブロックを施工され、被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号 1 1 8 番 海津町帆引新田字一番割●●●●番、畑、416㎡。

使用貸人：海津町、●●●●。使用借人：南濃町、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、集落接続に該当するものであると判断します。被害防除では、周囲に申請人の農地以外はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号119番 平田町野寺字蓮池●●●●番、畑、368㎡。

使用貸人：平田町、●●●●。使用借人：平田町、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、住宅の用に供する施設等が連たんである第3種農地であると判断します。被害防除では北・東側に農地がありますが、コンクリートブロックを施工され、被害を及ぼすことは無いと思われます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。では、受付番号110番を、17番 川瀬委員お願いします。

◎17番 川瀬委員

受付番号110番の案件については、申請の目的は、農業用倉庫です。

譲受人は農業を営み、農機具置場などが分散していることから集約するため適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。西側に畑がありますが、コンクリートブロックを施工され、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号111番を、35番 寺倉委員お願いします。

◎35番 寺倉委員

受付番号111番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は今後の農地の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号112番及び113番を、5番 古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号112番及び113番の案件については、両案件とも、申請の目的は、太陽光発電施

設です。譲渡人は今後の農地の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号１１４番及び１１５番を、３３番 伊藤委員お願いします。

◎３３番 伊藤委員

受付番号１１４番及び１１５番の案件については、両案件とも、申請の目的は、太陽光発電施設です。譲渡人は今後の農地の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号１１６番を、１５番 伊藤委員お願いします。

◎１５番 伊藤委員

受付番号１１６番の案件については、申請の目的は、建設業の駐車場・資材置場・休憩所です。譲受人は、申請地東側で建設業を営み、業務拡大のため、売買により取得され申請されるものです。南側に畑がありますが、石垣が施工され、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号１１７番を、４番 飯田委員お願いします。

◎４番 飯田委員

受付番号１１７番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

使用借人は、現在、賃貸住宅に居住していますが、義父から申請地を借り受け、住宅を建てられるものです。周囲にはコンクリートブロックを施工され、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号１１８番を、１２番 伊藤委員お願いします。

◎15番 伊藤委員

受付番号118番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

使用借人は、現在、賃貸住宅に居住していますが、義父から申請地を借り受け、住宅を建てられるものです。周囲に申請人の農地以外はなく、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号119番を、26番 荒川委員お願いします。

◎26番 荒川委員

受付番号119番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

使用借人は、現在、妻の実家に居住していますが、義理の祖父から申請地を借り受け、住宅を建てられるものです。周囲にはコンクリートブロックを施工され、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。はい。中村委員。

◎7番 中村委員

すいません。111番から115番の太陽光発電施設に関して、寺倉委員・古川委員・伊藤委員、どなたでもいいのですが、太陽光発電、前回もかなり議論があったのですが、今回も南濃町地区で、太陽光発電施設の転用申請があるのですが、この辺で、例えば今海津市では、10年先を見越したいいわゆる地域計画を作っています。

事務局の話では、7月ぐらいに農林振興課からその具体案の第1案が出るのではないかとということでしたが、まだ出ていませんので、私も中身は見えていないんですけども、南濃町の地域計画では、こういった地域というのは、どういう分類で、今後どういうふうにしようということに地域計画ではなっていますか。

◎議 長

事務局。地域計画、どういうふうに南濃作っているか。この前、会議をやってみえたと言いましたが。

◎事務局（川崎農地係長）

はい。事務局として把握をしておりますので、正式なお話ができないのですが、地元説明会

を開催した上で、担い手の方に再度状況を確認されているところまでは、認識はしています。

先ほど中村委員が言われたような第1弾、話をまとめたものがあるかは定かではありません。

◎議 長

基本的には農業振興課が取りまとめているように私は聞いておりますので、どの程度知ってみるかなと思って事務局に聞きました。まとめ自身はまだちょっと。

◎7番 中村委員

私もあの第1回目の地域計画、私の分担地区で農業委員として出席しましたがけれども、当然南濃の農業委員も推進委員も兼ねているわけですので、地域計画の第1案を練るときに、出席されて議論されていると思うので、そのときの様子も含めて、南濃の今後どうされるのかっていうことをやっぱり少しお聞きしたいなというところがあります。何もコメントがないというと、もう私も・・・ということになってしまうのですが、何かございませんでしょうか。

◎議 長

はい。堀田委員。

◎24番 堀田委員

今、地域計画のお話が出たのですが、南濃地区もその会合が開催されて、私も出席したのですが、かいつまんで説明しますと、私は南濃地区でも北部の下多度地区の担当ですが、下多度地区では、地域計画で計画された地区は、主に水稻をつけているところ、いわゆる区画整理がなされて、現在、ほとんどが地域の法人が耕作している場所ですが、そこは10年後のプランも一応地図に書き込んでいくことで、計画がなされた。

私も、以前太陽光の施設の案件がいくつかありましたが、案件がある地域というのは、いわゆる第1種農地ではなくて、わかりやすく言えば、区画整理とかがなされてなくて、営農法人もそこでは全く耕作していない、個人個人が耕作している土地ということで、周りに、特に南濃町の場合は、水田と宅地および果樹園・畑は明確に分類されておりますので、この畑とか果樹園地は宅地の中に点在しているような、そういった立地条件になっております。

水田自体は、津屋川の堤防の東側に、まとめてといたらおかしいですけども、広がっておりまして、そこは地域計画で、きちんとした議論がなされて、宅地周辺の土地、いわゆる畑地とか果樹園地については、地域計画からは除外されたという経緯でございます。以上です。

◎議 長

はい。中村委員。

◎7番 中村委員

はい、ありがとうございました。そういう状況であろうなというふうに私も予想はしているのですが、今後も南濃町は、今おっしゃったような地域計画で、囲み切れないような部分は、当然こういう放棄地ではないですけども、耕作地として使っていない部分、こういう太陽光の発電施設が、当然どんどん増えてくると思います。

それは、この太陽光発電の●●●●の会社は、自分のところのホームページの中に、海津市のこの南濃町については、非常に日当たりが良く、太陽光発電に適地であるということで、今後も伸ばしていく、この地区で、ということを行っていますので、そういう意味では、農業委員会として、農業委員として、推進委員として、今後こういう南濃町に出てきているような問題をどうするのかというのは、前回の農業委員会でも議論し、今後も議論していかなきゃいけないところだと思うのです。

その辺で、会長にちょっとお伺いしたいのですけれども、どういうスパンで、どういう議論をしていくのか。私は個人的には、ある種の検討委員会のような小委員会のようなものを作って、そこで集中審議するのも一つの手なのかなと思ってはいるのですがいかがでしょうか。

◎議 長

今会長にということでしたが、私自身の考え方としましては、今、堀田委員が言われたように、こういうところの土地について、生産性が乏しいそういうところにおいて、その所有者が手に負えないという状況。まず。それでどうしたらいいかということになりますと、基本的には、農地法の中には生産性の低いところは、転用するように誘導せよという項目もあります。また、違う農業委員の事務をやっていくことにつきまして、太陽光発電、このことも、片一方では、推進しようという項目も入っております。

ですから、農業委員会がこの書類的に適正であれば、それを拒否することは不可能です。はっきり言いまして。そういう権限がないのです。だから県を通じて、基本的に問題がなければ、止むを得ないと、私は現況の中では思っております。

それとも中村委員、これ代表するような何か方法があれば、この際、発表していただきたいと私は思っております。

◎7番 中村委員

はい、個人的にはどういうふうにするか、今資料を調べながら、案が出るのかどうか、ここ数ヶ月かけて検討はしています。ただ農業委員会として、それをまとめて議論いただければ、私もその案をどうでしょうかということをお話するかどうか迷うところです。

ですので、会長が言われるように、もう太陽光発電を止めることができないということで、ギブアップでいいのか。いやまだ採算性も含めて、農地・農業の更新というところを私達は本当にギリギリまで考えた末なのかということを申し上げたい次第です。

農地として代々作ってらっしゃって、そこがもう後継者が作らなくなってしまった。そこは海津市以外にも全国いっぱいある問題だと思うのです。そのところはやはり私達農業委員、推進委員ですので、すぐにギブアップでいいのかっていうのは私の意見です。

◎議 長

ギブアップとは私は言っておりません。書類が全部整っておれば、現在の段階では、止むを得ないといっただけですので。

はい。加賀委員。

◎8番 加賀委員

何か太陽光が悪いことのように聞こえてくるのですが、要は土地をもう一つ大きな目で見ると、土地をどうやって有効に生かしていくかっていうことなのだろうと。その中で山間地の畑ができないとか、果樹ができなくなった土地を、草ぼうぼうにしていくよりも、やっぱり地域の方も、太陽光だとか他に収入のそういう目処があれば、やっぱりやっていかれると思うし、それに対して、農業委員会で云々言うこと自体が、私はおかしいと思います。

やっぱり個人の土地で、所有土地をどういうふうに守っていくか。ということで、例えば売るのも守ることの一つですから、貸すのもそうですし、それをやるのはやっぱり地主さんの意思なので、そこに我々が介入する理由がないと思います。

なので、ギブアップ云々よりも、今回何か、前々月からずっとこの議論続いていますけど議論すること自体が私も無駄だと思うのです。あくまで自分の土地をどうするかって話なので、そこはやっぱり冷静に考えた方がいいと思います。以上です。

◎議 長

基本的には、この今の案件、議題に出とることにつきましての意見質問に集中していただきたいと思います。今ちょっと議題に外れた格好になっていますので。

◎7番 中村委員

私も太陽光に関しては、個人的には再生エネルギーとして国の不可欠なエネルギーだと思っています。ですから太陽光を敵視するとか、無視するとか、そういう立場で申し上げているわけじゃないです。ただし、南濃町のように、本当に耕作がもうできないのか、加賀委員がおっしゃったように、確かにそれを有効利用の形で太陽光にするのもそれ一つの方法だと思います。ただしそれが本当にもう有効利用がないのかどうか、限界に達しているのかというところは、私はもうちょっとしつこく検討してもいいんじゃないかということで申し上げます。

◎議 長

はい、あの意見はそれで、この件については終わりにします。基本的に議案に出たことにつきましての審議ということで、集中したいと思っております。今後であろうとか、そういうことではなしに、今回出ている案件に集中してください。よろしいですか。はい。

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 31名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第5 議案第32号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、を議題と致します。農林振興課より担当者が来ておりますので、入室を認めます。

【農林振興課 入室】

◎議 長

それでは、事務局、担当課に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

議案第32号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

農業振興地域整備に関する施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、下記のとおり計画変更の申し出があったので意見を求める。

令和6年9月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号120番、7件、11筆、4,954㎡を農用地区域から除外、2件、2筆、5,926.42㎡を用途区分の変更する計画変更となります。詳細につきましては、担当課が説明いたします。

◎農林振興課 (伊藤課長補佐)

議案説明の前に、農業振興地域整備計画につき説明させていただきます。

農業振興地域整備計画は、優良な農地を保全するとともに、各種施策を計画的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画であり、計画の中で定めている農用地利用計画は、今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地及び農用地区域内の農業上の用途を指定している計画です。

また、この計画の変更をする場合には、議案のとおり農業振興地域の整備に関する法律施行規則により農業委員会、また同法施行令第3条の規定に基づき農業協同組合、関係土地改良区の意見を聴くものとするとの規定により、意見を伺うものであります。

農業振興地域整備計画の変更は、原則年1回とされており、本年4月1日から6月30日の除外等の申し出期間に受け付けました案件の計画変更となります。

なお、資料として整理番号順に位置図を添付しておりますので参照願います。整理番号、土地の所在、地目、面積、転用事業者、除外理由・変更理由の順に読み上げます。

- 1、海津町瀬古字西河原●●●●番、畑、495㎡、●●●●、分家住宅。
- 2、海津町草場字村前●●●●番、畑、616㎡、●●●●、分家住宅。
- 3、南濃町徳田字立代●●●●番、畑、179㎡、●●●●、一般個人住宅。
- 4、南濃町太田字杉生平●●●●番、外2筆、畑、計1,473㎡、●●●●、太陽光発電施設。
- 5、南濃町太田字杉生平●●●●番、外2筆、畑、計1,193㎡、●●●●、太陽光発電施設。
- 6、南濃町境字万条●●●●番、畑、794㎡、●●●●、自動車販売業、作業場・車両置場。
- 7、南濃町境字狐平●●●●番、畑、204㎡、●●●●、一般個人住宅（倉庫）。
- 8、海津町札野字二番縄●●●●番、宅地、2,931.42㎡、●●●●、キュウリ温室からしいたけハウス。
- 9、海津町江東字三の割●●●●番、田、2,995㎡、●●●●、畜舎。

◎議 長

説明が終わりました。質疑がございましたら承ります。

◎議 長

暫時休憩します。

【午後2時47分 34番 松田委員 退室】

【午後2時51分 34番 松田委員 入室】

◎議 長

再開します。 33番 伊藤委員。

◎33番 伊藤委員

南濃町の4番と5番のこの太陽光発電業者からの申請ということになっておりますけども、これ一応私の自宅をこの会社が訪問されまして説明はあったのですが、あまり具体的な説明がなかったものですから、担当課の方で、事前に何か打ち合わせをしたとか聞いてきたとかいうことを言われるが。この4番と5番何か具体的に聞いてみますか。何か現地の土が盛られているとか何とかって言うようなこともちょっと言われているが、何か具体的に聞いてみえますか。

◎議 長

はい、事務局、農林振興課。

◎農林振興課 （伊藤課長補佐）

こちらの4番と5番の土地については、太田で発生しております、違法転用の場所です。その土が盛ってある場所の解消のため、この太陽光発電と聞いております。

◎33番 伊藤委員

違法転用という、その違法の転用に対する何か手当というか、処罰というか何かあるのですか。いきなり農振を、青を白にして太陽光をやるという、中間処理みたいで、なんか変な感じがすけど、どうですか。

◎議 長

はい、事務局、農林振興課。

◎事務局 （川崎農地係長）

手持ちの資料がないので詳しいその年月日まではお伝えすることはできませんが、この土地は過去大体10年ぐらい前から、ある業者により農地の転用の許可を得ずに土を盛ってしまった場所になります。これについて当然、転用事業者、その土を盛った業者と、あと地権者の方と接触をさせていただいて、県において勧告等を出されている。

そこに関して、毎年パトロールという形で、行政側として、パトロールもさせていただいて、現地の確認をさせていただいている中で、地権者の方ともお話をしながらどうしても高齢化も進み、できないと。基本的に農地復元を求めるのですが、どうしてもやるにあたっても、かなりの量の土が盛ってある状態で、なおかつ、この区域が谷沿いで砂防区域内であり、砂防区域の適法でない高さまで土が盛ってある状態であるところ、緊急性も含めて、今回その除外・太陽光の転用まで行いたいという話になりました。

◎議 長

33番 伊藤委員。

◎33番 伊藤委員

はい、ありがとうございます。大体状況は把握できました。ありがとうございました。

◎議 長

10年も前からと言われると、南濃地区の方でしたら、現地の想像ができるかと思いますけど。

はい。２１番 菱田委員。

◎２１番 菱田委員

整理番号７ですけど、この地図を見せていただくと、住宅地図で家があるように見えるのですが、これでも農振地域だったのでしょうか。

◎議 長

はい、事務局、農林振興課。

◎農林振興課 （伊藤課長補佐）

はい、そうです。委員仰せのように、ここは農地であったということがわかったということで、是正も含めての除外の申請となっております。

◎議 長

その他の方ございませんか。

ご質問もないようですので質疑を終結します。お諮り致します。議案第３２号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、原案を適当と認める旨、市へ回答することに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 ３１名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第３２号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、原案を適当と認める旨、市へ回答します。

【農林振興課職員退室】

◎議 長

事務局その他報告事項ありますか。

◎事務局 （川崎農地係長）

農地法第３条の３の相続の関係の届出ですが、１２件あり、農業委員会から関係者に受理書を送付しました。以上です。

◎議 長

それでは本日本日の議題は全て終了しました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後2時55分）

議事録署名者

31 番

32 番

議 長